



系統グループの生販連携の取り組み ～「エコフィード認証制度」について

昨年紹介した「農商工連携」事業に続き、今回も系統グループが取り組んでいる鶏卵の有利販売について紹介する。

「エコフィード認証制度」をご存知だろうか。エコフィードとは、人間の食品を製造した副産物を飼料化したもの。そのままでは有効活用されない国内産の副産物を飼料として活用し、輸入原料からの脱却を図る、まさにエコなフィード（飼料）だ。このような飼料を一定の基準で認証する制度が「エコフィード認証制度」である。

この認証を受けた「認証エコフィード」は、表示票などに認証マークをつけることができる。また、認証エコフィードを給与して生産した卵や肉、その加工食品も「エコフィード利用畜産物」として認証されると、ラベルにマークをつけることができる。

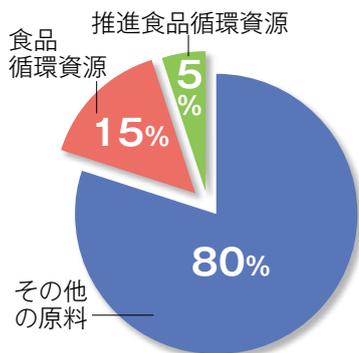
図1: エコフィードマーク



●認証エコフィードの条件

食品製造の副産物を総称して「食品循環資源」と呼び、これが20%以上含まれていることが認証エコフィードの条件である。また「食品循環資源」の中で、現状では広く活用されておらず、今後の利用促進が期待されるものを特に「推進食品循環資源」と呼び、これが5%以上含まれていることも認証エコフィードの条件である。「推進食品循環資源」は、パン屑、菓子屑、豆腐粕、醤油粕、焼酎粕、茶粕などがある。

図2: 認証エコフィードの構成

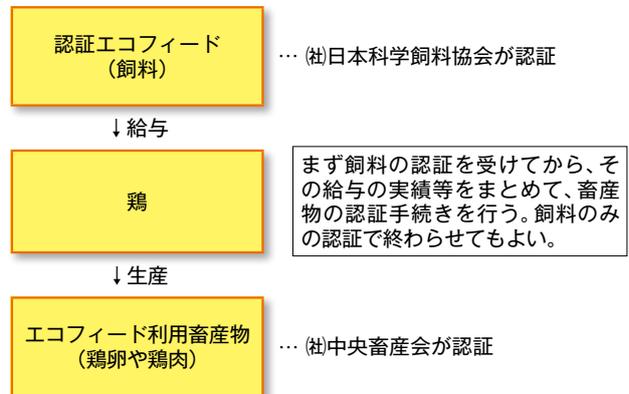


※推進食品循環資源と食品循環資源はもっと多くてもよい

●認証に至るまでの流れ

まず飼料について、エコフィードの認証申請を行う。手続きは(社)日本科学飼料協会 (<http://kashikyo.lin>).

図3: エコフィード制度の認証の流れ



gr.jp) に対して行う。

飼料の認証を受けた上で、さらに必要があれば、認証エコフィードを給与したエコフィード利用畜産物の申請も行う。手続きは(社)中央畜産会 (<http://jlia.lin.gr.jp/>) に対して行う。申請の際には、認証エコフィードで畜産物を生産している実績をつくり、生産から流通、販売に至るまでの流通ルートを示す必要がある。

認証の有効期間は3年間で、その後も継続したい場合は更新の手続きが必要である。

●系統グループの取り組み

エコフィード認証制度では、安全性の確認がしやすい単一原料の副産物を認めているので、飼料の安全性をなにより重視しつつ、環境対策も重視できる。現在、55の飼料製品が認証を受けており、このうちくみあい配合飼料が25種類を占めている。

また JA 全農たまご(株)は、関東を中心に店舗展開する大手スーパーと共同で認証エコフィードを活用したブランド卵を開発し、好調な販売を行いつつ、エコフィード利用畜産物の認証についても準備中である。

認証エコフィードの取り組みは、環境対策・飼料の安全性確保・特徴ある畜産物の販売という一石三鳥の取り組みとして、これからも促進していきたいと考えている。

図4: エコフィード利用卵のパッケージ

